

「佐渡市第2次環境基本計画」(案)について、 ご意見を募集しています

佐渡市環境基本計画は、環境の保全および再生について、市の施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進するために、佐渡市環境基本条例第10条に基づき策定しているものです。

第2次計画は、平成29年度からの10年間を計画期間とするもので、今回その案を作成しましたので、市民の皆さまからのご意見をお聞かせください。

意見募集期限 2月10日(金)午後5時まで(郵送の場合も、2月10日必着)

計画(案)の閲覧場所 市役所環境対策課(第2庁舎)、各支所・行政サービスセンター、市内図書館、各地区教育事務所、市ホームページ

意見の提出方法 ご意見は、住所、氏名(または団体名)、連絡先(電話番号など)を記入の上、持参、郵送、ファクシミリまたは市ホームページの応募専用フォームで、市役所環境対策課環境エネルギー係に提出してください。ご意見提出用紙は、計画(案)の閲覧場所に備え付けのほか、市ホームページからダウンロードできます。

市からの回答 ご意見を寄せられた方に直接回答はしません。寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方を、市ホームページ等で公表します。(氏名等は公表しません。)

意見提出・お問い合わせ 市役所環境対策課 環境エネルギー係

〒952-1292 佐渡市千種232番地 ☎63-3113 FAX 63-2750

平成29年度 放課後児童クラブの利用児童を募集します

放課後児童クラブは、昼間就労等により保護者が家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成と子育てを支援しています。

平成29年度に下記クラブの利用を希望される方は、申請書の提出をお願いします。



対象地区クラブ

両津・両津吉井・相川・高千・七浦・佐和田・金井・新穂・真野・小木・羽茂・赤泊地区のクラブ

提出期限 1月31日(火)まで

申請書配布・受付窓口 市役所社会福祉課子育て支援係、各支所・行政サービスセンター
市ホームページからもダウンロードできます。

その他 児童の健全な発達や生活面の自立を促すことを考慮し、下学年の利用を優先します。
なお、審査の結果や定員の状況により、ご利用になれない場合があります。

お問い合わせ 市役所社会福祉課子育て支援室 子育て支援係 ☎63-5113

平成29年度 体育館の通年利用を希望される団体は 「年間利用要望書」を提出してください

体育館(小中学校体育館を含む)の利用については、施設の有効利用を図るため、事前に通年利用を希望する団体を把握して利用調整をしています。

平成29年4月から平成30年3月までの間に体育館の通年利用を希望する団体は、下記期限までに「佐渡市体育館(小中学校含む)年間利用要望書」を提出してください。

※今年度、通年利用していた団体についても、要望書の提出が必要です。

※希望が重複した場合は、利用希望団体にお集まりいただき、協議を行う場合がありますのでご了承ください。

要望書設置場所・提出先 サンテラ佐渡スーパーアリーナまたは各教育事務所・地区教育係窓口

提出期限 1月25日(水) 午後5時まで

お問い合わせ 市教育委員会社会教育課 社会体育係(サンテラ佐渡スーパーアリーナ内) ☎67-7645
または、各教育事務所・地区教育係